

杉並区議会議員選挙における投票マッチングの中止について

令和5年4月23日執行の杉並区議会議員選挙で実施を予定していた啓発事業のうち、投票マッチングを中止としたことについて、報告いたします。

記

1 投票マッチングの目的

選挙管理委員会の大切な職務の一つであり、積年の課題となっていた若年層を中心とした投票率向上のため、既存の啓発事業にとらわれないインターネットを活用した新たな手法を取り入れることにより、有権者と立候補者の距離を縮め、投票行動に結びつける。

2 これまでの経緯

- | | |
|---------|--|
| 令和4年9月 | ・選挙管理委員会定例会でSNSやインターネットを活用した啓発事業について意見交換を行った。 |
| 令和4年10月 | ・東京青年会議所とSNS等を活用した若年層の選挙啓発について意見交換を行い、ポートマッチの紹介を受けた。
・選挙管理委員会定例会で事務局からポートマッチを紹介し、実施の是非について意見交換を行った。 |
| 令和4年11月 | ・16日の選挙管理委員会定例会で、事務局から投票マッチング（ポートマッチ）の目的、概要、効果等を説明し、実施を決定
・区議会各会派幹事長及び少数会派への説明（～12月） |
| 令和4年12月 | ・選挙管理委員会定例会で、事務局から投票率アップ企画委員会の概要等を報告し、了承 |

- 令和 5 年 1 月
- ・ 選挙管理委員会定例会で投票率アップ企画委員の選考
 - ・ 16 日、東京都選挙管理委員会と投票マッチングに関する協議
→直ちに公選法に抵触するものではないが、公平性、中立性に配慮し、区選管の責任と判断で実施するものと考えたとの見解が示される。
 - ・ 31 日、総務省担当者から東京都選挙管理委員会あてに投票マッチングについて懸念が伝えられ、東京都選管理委員会としても懸念を抱いている旨の連絡がある。

- 令和 5 年 2 月
- ・ 2 日、東京都選挙管理委員会選挙課長と区選挙管理委員会事務局長が面談し、協議
→違法性の懸念があるが、区の責任と判断で実施するなら公平性・中立性を担保することが必要との見解が示される。
 - ・ 10 日、東京都選挙管理委員会から確認事項の通知（別紙 1）
 - ・ 13 日、東京都選挙管理委員会からの確認事項の通知について回答（別紙 2）
 - ・ 15 日、選挙管理委員会定例会で、2 月 14 日付の総務省から技術的助言（別紙 3）及び都選管からの「確認事項に関する回答について」（別紙 4）を受け、投票マッチングの取り扱いを協議し、選挙管理委員会定例会で中止を決定

3 中止の決定理由

区議会の複数の会派からの要望に加え、令和 5 年 2 月 14 日付で東京都選挙管理委員会を通じて発出された総務省からの地方自治法に基づく技術的助言において、区選挙管理委員会が当該事業を実施することは選挙運動と認められるおそれがあること、選挙後の争訟において選挙無効と判断されるおそれがあることなどが指摘された。

これを受け、2 月 15 日の選挙管理委員会定例会において協議した結果、総務省の技術的助言を重く受け止め、事業の中止を決定した。

令和5年2月10日

杉並区選挙管理委員会事務局 御中

東京都選挙管理委員会事務局

杉並区議会議員選挙におけるポートマッチ事業に係る
杉並区選挙管理委員会事務局への確認事項について

標記について、公平・公正な選挙の管理執行や、有権者及び立候補者に対する説明責任の観点から、幾つかの懸念が当東京都選挙管理委員会事務局に寄せられているところであり、下記の点について確認したいと存じますので、御回答をいただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 区選管がポートマッチ事業を実施することは、公職選挙法第 136 条に規定する特定公務員の選挙運動の禁止規定に抵触するのではないか。
- 2 投票日当日に選挙運動をすることは禁じられているところ、区選管が公営ポスター掲示場の啓発面にQRコードを掲載してポートマッチのサイトにアクセスできるようにすることは、投票日当日もアクセス可能となることから、問題とならないのか。
- 3 マッチング用の質問(20問)を全候補者にとって公平に作成することは困難であるものとするが、公平な質問ができると主張する理由は何か。
- 4 本ポートマッチについては、有権者の入力情報に基づいて具体的な候補者名とのマッチング率が示される仕組みとなっている。これがどのように算出されるのか不明であるため、候補者名とのマッチング率の算出方法が明示される必要があると思うがどうか。
- 5 公平な選挙運営を行う観点から、全ての候補者が納得の上でポートマッチに参加することが必要と考える。現職・新人の区別なく、また、事前審査を経ずに告示日当日に立候補を届け出た者も含めて、立候補者に対して本ポートマッチについてどのように説明するつもりか。
- 6 争訟リスクについては、どのように考えているのか。

別紙1に対する区選管からの回答

1 区選管がポートマッチ事業を実施することは、公職選挙法第136条に規定する特定公務員の選挙運動の禁止規定に抵触するのではないか。

→ 杉並選管が行うポートマッチ事業は、選挙時啓発事業です。

判例・実例によると選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為」となっております。

杉並選管が行うポートマッチ事業を上記に照らすと、特定の選挙は区議会議員選挙と特定されるものの、特定の候補者の当選を目的とした行動ではありません。

また、このポートマッチは、利用者の回答と候補者の回答との一致率が高い順に候補者を表示させるシステムであり、他者の一致率等を累積して表示する機能もないため、公職選挙法第138条の3（人気投票の公表の禁止）にも該当しません。

仮に、ポートマッチを使用した有権者が、一致した候補者の名前を拡散した場合は、その行為を行った個人の選挙運動であり、杉並選管が行うものではありません。

ゆえに、本事業を実施することで同法第136条（特定公務員の選挙運動の禁止）に抵触することはございません。

2 投票日当日に選挙運動をすることは禁じられているところ、区選管が公営ポスター掲示場の啓発面にQRコードを掲載してポートマッチのサイトにアクセスできるようにすることは、投票日当日もアクセス可能となることから、問題とならないのか。

→ 前述のとおり、杉並選管が行うポートマッチ事業は、選挙運動ではなく選挙時啓発事業であるため、公職選挙法第129条（選挙運動の期間）は該当しません。そのため、QRコードを選挙公報やポスター掲載板に印刷することや、投票日当日に掲示しておくことができない情報という認識はございません。

また、投票日当日に、本サイトを使用した有権者が、誤って本サイトの拡散機能を利用したとしても、その有権者とマッチした候補者名はSNS上には表示されることはございません。よって、投票日当日に利用者が、誤って一致した候補者氏名を拡散し、選挙運動の期間外に選挙運動を行ってしまうようなこともございません。

3 マッチング用の質問（20問）を全候補者にとって公平に作成することは困難であるものとするが、公平な質問ができると主張する理由は何か。

→ 質問の作成は、区民で構成される投票率アップ企画委員会（第三者機関）で、杉並区の総合計画・実行計画に基づいて委員（区民）が選んだ、聞いてみたい項目について質問を作成し、最終的に選挙管理委員会で決定するため、杉並選管が恣意的に作成したものではありません。

4 本ポートマッチについては、有権者の入力情報に基づいて具体的な候補者名とのマッチング率が示される仕組みとなっている。これがどのように算出されるのか不明であるため、候補者名とのマッチング率の算出方法が明示される必要があると思うがどうか。

→ 配点方法については、候補者の回答と利用者の回答との距離と、重要と考える質問に配点を上乘せする方法で算出します。詳細は後日公開します。

5 公平な選挙運営を行う観点から、全ての候補者が納得の上でポートマッチに参加することが必要と考える。現職・新人の区別なく、また、事前審査を経ずに告示日当日に立候補を届け出た者も含めて、立候補者に対して本ポートマッチについてどのように説明するつもりか。

→ 2月19日の立候補予定者説明会終了後に、ポートマッチ事業を行うこと及び質問項目を全て区公式ホームページで公開します。

告示日の17時に事前審査を経ずに立候補の届出を行った者でも、本事業に参加する意思がある場合に備えて、候補者が回答できるよう、回答締切り時刻を告示日（4月16日）の19時に設定しています。

参議、知事を除く選挙公報の申請締切り時刻が、立候補の届出締切り時刻の17時に設定されていることに比べ、時間的余裕を与えていることから、公平性を担保しています。

6 争訟リスクについては、どのように考えているのか。

→ これまで述べさせていただいたとおり、ポートマッチ事業は選挙運動ではありません。このポートマッチ事業は、利用者の回答と候補者の回答の一致率（上記4で示したとおりの順）が高い順に並べ直して表示するだけのシステムであるため、争訟リスクについては、以下のとおり考えております。

選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て（公職選挙法第202条）は、選挙人名簿に記載されている者であれば、誰でも訴訟を提起できます。その際に、選挙の無効の決定、裁決又は判決（公職選挙法第205条）に基づき判断されます。

第205条第1項には、選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。と記されております。

また、過去の判例では「選挙の規定に違反することがあるとき」を次のように解釈しています。「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続きに関する明文の規定に違反した場合はもちろん、直接の明文の規定がなくても選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解すべきである。」（ポケットP1649）とあります。

次に、杉並選管が実施する投票マッチングが「選挙の規定に違反する」に該当するかどうかですが、投票マッチングは、杉並選管が独自で実施する選挙時啓発であるため、選挙の

管理執行の手續きに関係があるものには該当しません。さらに、立候補者全員に問題に配付することで公平性を担保し、かつ、投票マッチングに参加する・しないも各立候補者の自由に委ねています。よって、選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような行為は行っておらず、質問においても上記3のとおりです。

以上のことより、杉並選管が実施する投票マッチングは「選挙の規定に違反しない」ため、争訟のリスクは低く、投票マッチングを実施せずに執行する他の選挙執行と同程度の訴訟リスクであると考えます。

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 14 日

各都道府県選挙管理委員会事務局 御中

総務省自治行政局選挙部選挙課
総務省自治行政局選挙部管理課

第 20 回統一地方選挙における啓発活動に係る留意事項について

第 20 回統一地方選挙における啓発活動については、「統一地方選挙の管理執行について」（令和 5 年 1 月 30 日付け総行管第 56 号）で通知しているところであり、各選挙管理委員会におかれましては各種啓発事業の準備等を進めていただいているところと存じます。

このたび、選挙管理委員会が啓発事業として「ボートマッチ事業」（選挙人が政見等に関する設問に回答することにより、候補者の考え方との一致度等が表示されるインターネットサービス）を行うことについて照会を受けたところ、以下のとおりと考えていますので、お知らせします。

選挙の管理執行を担う公正中立な立場である選挙管理委員会が、「ボートマッチ事業」として、政策等に関する何らかの質問項目を設定し、候補者に回答を求め、選挙人の回答に応じて何らかの方法により候補者の考え方との一致度等を算出し、選挙人に対して表示することについては、本来、選挙管理委員会が主体となって行うものではなく、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 6 条の規定による啓発・周知活動の範囲を超えるものと考えられるほか、全ての候補者の平等公正な取扱いを担保することが困難であることから、選挙運動と認められるおそれがあります。

選挙運動と認められれば、公職選挙法第 136 条（特定公務員の選挙運動の禁止）に抵触する可能性があります。選挙運動の具体的認定に当たっては、単にその行為の名目に着目するのみでなく、その行為の態様を総合的に観察することによって、実質に即して判断すべきものとされています（平 8. 7. 8 仙台高裁）。候補者の考え方を伝えるものである以上、啓発事業名目で行うとしても、選挙運動に該当しないわけではありません。

また、全ての候補者の平等公正な取扱いを担保することが困難であることから、選挙後の争訟において選挙無効と判断されるおそれがあり、その場合には再選挙を

行うこととなります。なお、公職選挙法第 205 条（選挙の無効の決定、裁決又は判決）第 1 項において、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」、選挙無効と判断することとされているところ、「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、明文の規定のみならず、直接明文の規定はなくても、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときもまた選挙の規定に違反するときと解すべきものとされています（昭 27. 12. 4 最高裁）。

選挙管理委員会が主体となって「ボートマッチ事業」を行うことについては、以上のような課題や懸念があるものと考えています。なお、選挙の管理執行機関ではない民間団体が主体となって「ボートマッチ事業」を行うことについては、当該事業が選挙運動と認められる場合でも、選挙運動期間中ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動は原則自由に行うことができるところであり、公職選挙法上、直ちに規制されるものではありません。

貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会事務局に対しても、周知をよろしくお願いします。

本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

事務連絡
令和5年2月14日

杉並区選挙管理委員会事務局 御中

東京都選挙管理委員会事務局

杉並区議会議員選挙におけるボートマッチ事業に係る杉並区
選挙管理委員会事務局への確認事項に関する回答について

平素より、当委員会事務局が行う事業に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の件について、令和5年2月10日付で照会させていただいた確認事項につきましては、
迅速に御回答をいただき、誠にありがとうございました。

当委員会事務局といたしましては、選挙管理委員会が主体となって実施するボートマッチ事業
につきましては、全ての候補者の平等公正な取扱いを担保することが困難であることから、選挙
運動と認められるおそれがあるものと思料いたします。なお、このことにつきましては、本日、総務
省自治行政局選挙部選挙課・管理課から発出された「第20回統一地方選挙における啓発活動
に係る留意事項について」にも同様の見解が示されておりますので、御参照をいただけますよう
お願いいたします。

引き続き、選挙の公正・公平な執行に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。